国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

※同時記者発表　高松サンポート記者クラブ／八幡浜記者クラブ／愛媛番町記者クラブ

つなごう肱川
～上流から下流まで・未来へ・子どもたちへ～

令和元年７月23日
四国地方整備局
愛媛県

『肱川水系河川整備計画【中下流圏域】(変更原案)』公表

～ご意見等をお聴きしながら、変更を進めます！～

国土交通省四国地方整備局と愛媛県では、平成30年７月豪雨を受け、平成30年９月７日に「肱川緊急治水対策」を発表し、治水機能強化を進めているところですが、「第１回　肱川流域学識者会議（平成30年10月18日）における点検結果に対する学識経験者からのご意見等を踏まえ、戦後最大洪水であった平成30年７月豪雨による洪水と同規模(大洲地点6,200㎥/s)の洪水を安全に流下させることを治水目標とした河川整備計画の変更を行う事としており、この度、**『肱川水系河川整備計画【中下流圏域】(変更原案)』**（以下「変更原案」という。)を作成しましたので公表します。

今後、**「肱川流域学識者会議」**、**「住民説明会」**、**「公聴会」**を開催するとともに**「パブリックコメント(意見募集)」**を実施し、変更原案に対して学識経験者及び流域の皆様からご意見等をお聴きしながら、河川整備計画の変更を進めてまいります。

※変更原案については、以下の大洲河川国道事務所ウェブサイトをご覧ください。
http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_henkougenan.html

問い合わせ先

◆総合的なお問い合わせ
国土交通省　四国地方整備局　河川部　河川計画課
ＴＥＬ（０８７－８１１－８３１７）
建設専門官　黒田　稔生（内線３６１３）

◆河川整備計画の変更に関するお問い合わせ
◇国管理区間に関すること
国土交通省　四国地方整備局　大洲河川国道事務所
ＴＥＬ(０８９３－２４－５１８８)
事業対策官　原田　隆史　（内線２０８）

◇県管理区間に関すること
【大洲市分に関すること】　愛媛県南予地方局大洲土木事務所
ＴＥＬ(０８９３－２４－５１２１)
河川港湾課長　町田　一益

【西予市分に関すること】　愛媛県南予地方局西予土木事務所
ＴＥＬ(０８９４－６２－１３３１)
建設課長　越智　健二

“変更原案”の閲覧場所

変更原案については、次のような方法でご覧頂けます。

○インターネットによる閲覧

変更原案については、以下の大洲河川国道事務所ウェブサイトをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_henkougenan.html

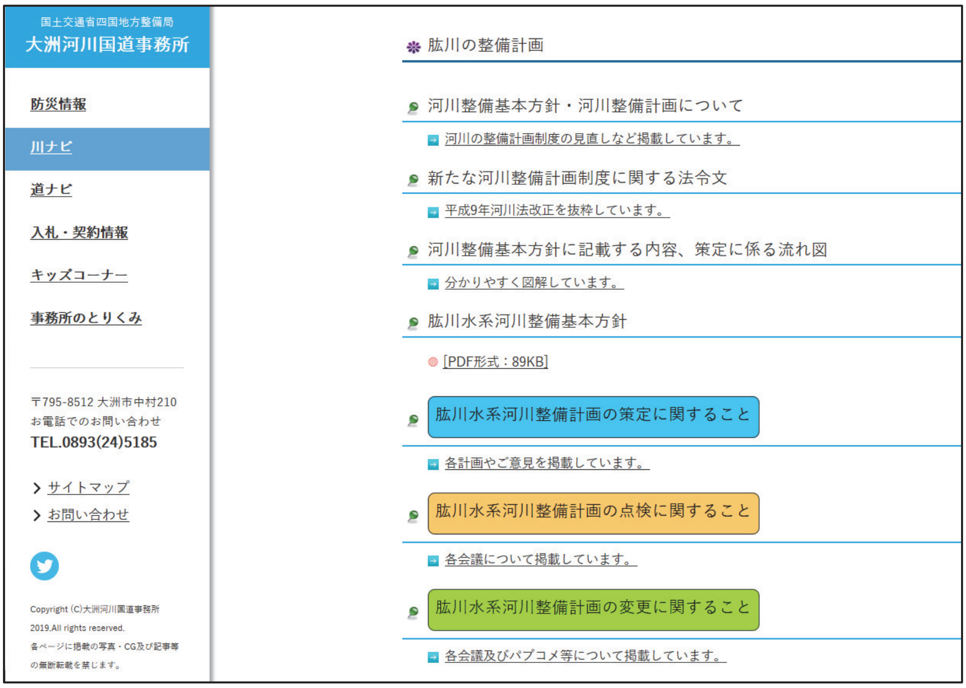

○資料を閲覧できる場所

国土交通省、愛媛県及び関係自治体に閲覧場所を設置しています。

閲覧期間は、令和元年 7 月 23 日（火）～令和元年 8 月 26 日（月）の下記の機関の開庁時間内になります。

閲覧場所		住所
国土交通省	四国地方整備局　８階情報公開室	香川県高松市サンポート３番３３号
	大洲河川国道事務所　１階ロビー	大洲市中村２１０
	山鳥坂ダム工事事務所　１階ロビー	大洲市肱川町予子林６－４
	山鳥坂ダム工事事務所鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂２８０
	野村ダム管理所　１階ロビー	西予市野村町野村８－１５３－１
愛媛県	土木部　河川港湾局　河川課	松山市一番町４丁目４－２
	南予地方局　大洲土木事務所　河川港湾課	大洲市田口甲４２５－１
	南予地方局　西予土木事務所　建設課	西予市宇和町卯之町５－１７５－３
大洲市	大洲市役所　治水課	大洲市大洲６９０番地の１
	大洲市役所　長浜支所	大洲市長浜甲４８０番地の３
	大洲市役所　肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂７４番地
	大洲市役所　河辺支所	大洲市河辺町植松５４８番地
西予市	西予市役所　建設部　建設課	西予市宇和町卯之町３丁目４３４番地１
	西予市役所　野村支所　産業建設課	西予市野村町野村１２号６１９番地
内子町	内子町役場　建設デザイン課	喜多郡内子町平岡甲１６８番地
	内子町役場　内子分庁舎	喜多郡内子町１５１５番地
	内子町役場　小田支所	喜多郡内子町小田８１番地

“変更原案”に対する意見について

変更原案に対する意見を広く学識経験者及び流域の皆様からご意見等をお聴きしながら、河川整備計画の変更を進めてまいります。

【肱川流域学識者会議】

肱川流域学識者会議は、肱川水系の河川整備に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、四国地方整備局長及び愛媛県知事に意見を述べるために開催します。

(1) 日時・開催場所

令和元年 8 月 19 日(月)14 時 00 分～16 時 00 分　リジェール大洲(2 階クリスタルホール)

※ 会議は公開で開催し、一般傍聴される方の席を約 30 席用意します。

【住民説明会】

肱川流域にお住まいの皆様から、様々なご意見をお聴きするため、変更原案の説明を行う「住民説明会」を開催します。なお、開催場所は、流域内の 5 箇所(西予市 1 箇所、大洲市 4 箇所)で開催します。

(1) 日時・開催場所

令和元年 7 月 30 日（火）19 時～21 時　大洲市総合福祉センター
（4 階多目的ホール、定員約 100 名）

令和元年 8 月 2 日（金）19 時～21 時　野村公民館
（3 階集会室、定員約 100 名）

令和元年 8 月 4 日（日）10 時～12 時　菅田公民館
（大ホール、定員約 100 名）

令和元年 8 月 4 日（日）15 時～17 時　長浜ふれあい会館
（3 階中ホール、定員約 100 名）

令和元年 8 月 5 日（月）19 時～21 時　肱川風の博物館
（2 階多目的ホール、定員約 100 名）

(2) 開催場所の詳細については、別紙位置図及び詳細図を参照ください。

【公聴会】

肱川流域にお住まいの皆様から、様々なご意見をお聴きするため、住所、氏名、意見の要旨等を記載した書面を提出した方に意見を述べて頂く「公聴会」を開催します。

(1)日時・開催場所：令和元年8月25日（日）19時～21時
大洲市総合福祉センター（4階多目的ホール、定員約100名）

(2)公述人の募集期間：令和元年7月23日(火)～令和元年8月6日(火)

(3)公述人の申込方法：募集要項を確認頂き、公述希望届出書をご記入の上、郵送、Eメール、FAXにより提出してください。

郵送：〒795-8512　愛媛県大洲市中村210
国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所　公聴会公述人担当係宛

Eメール：iken-h8810@mlit.go.jp

FAX：0893-24-2059

(4)募集要項及び公述希望届出書等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_koutyoukai.html

【パブリックコメント(意見募集)】

肱川流域にお住まいの皆様から、様々なご意見をお聴きするため、変更原案に対するご意見等を書面又は電子メール等で提出頂く、「パブリックコメント」を実施します。

(1)募集期間：令和元年7月23日(火)～令和元年8月26日(月)

(2)応募方法：下記の記載事項をご記入いただいたものを、郵送、Eメール、FAX、ウェブサイト、投入箱のいずれかの方法で応募ください。

〇記載事項：①氏名、②性別、③ご住所（都道府県名及び市町村名）、④年齢（〇代）
⑤職業、⑥ご意見

〇提出方法：

郵送：〒795-8512　愛媛県大洲市中村210
国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所　肱川水系河川整備計画担当係宛

Eメール：iken-h8810@mlit.go.jp

FAX：0893-24-2059

ウェブサイト：http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_form.html

投入箱：資料閲覧場所に投入箱を設置しています。

(3)パブリックコメントの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_public.html

肱川水系河川整備計画【中下流圏域】の変更（住民説明会・公聴会　会場位置図）

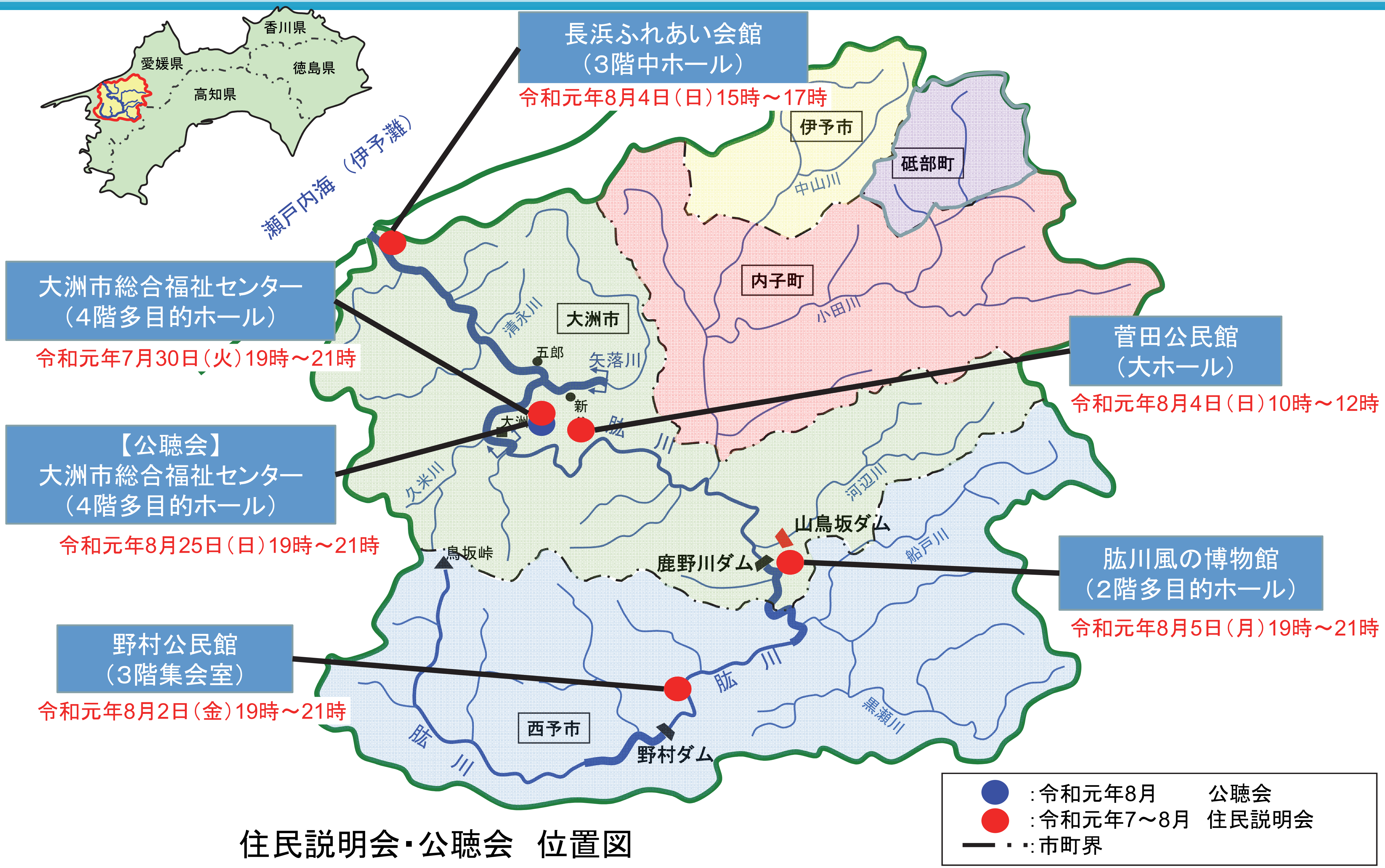

住民説明会・公聴会　位置図

会　場　詳　細　図

場所：大洲市総合福祉センター
　　　4階　多目的ホール
住所：愛媛県大洲市東大洲270－1

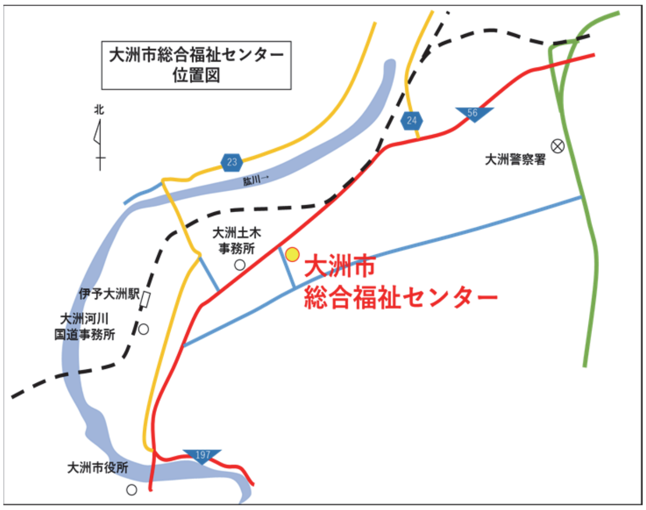

場所：野村公民館
　　　3階　集会室
住所：愛媛県西予市野村町野村12号619－1

場所：菅田公民館
　　　大ホール
住所：愛媛県大洲市菅田町菅田甲740

場所：長浜ふれあい会館
　　　3階　中ホール
住所：愛媛県大洲市長浜甲727－2

場所：肱川風の博物館
　　　2階　多目的ホール
住所：愛媛県大洲市肱川町予子林99－1

肱川水系河川整備計画【変更原案】のポイント!!

肱川水系河川整備計画【変更原案】では、主に以下に示す1～5の内容を変更します。

1 戦後最大洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため目標流量を変更します！

今後の河川整備の内容を定める整備計画では、戦後最大の降雨を記録した平成30年7月豪雨時と同規模の洪水を安全に流下させるため、年超過確率概ね1/90の治水対策を行います。

なお、整備計画における目標流量は、大洲地点で5,000m³/sから6,200m³/sに引き上げます。

このうち、3ダムにより1,600m³/sを調節して、4,600m³/sを河道で流せるようにします。

■河道整備流量図

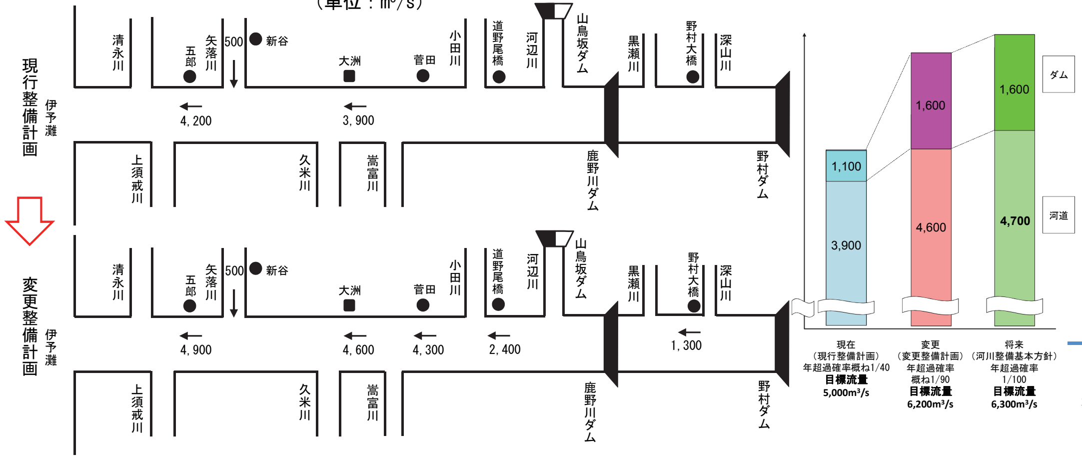

2 下流域（国管理区間）では、堤防の整備、河道掘削等により流下能力を増大させるとともに、漏水対策等による堤防強化を実施します！

現在の河川整備計画における河道整備流量を3,900m³/sから4,600m³/s （大洲地点）に増大させるため、暫定堤防を完成堤にするなど堤防の整備を実施するとともに、堤防の整備を実施しても流下能力が不足する箇所については、河道掘削等を行います。なお、河道の掘削にあたっては、最大限、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

また、堤防整備等による流下能力を維持するため、堤防の詳細な点検等を実施し、漏水によって堤防が崩れないよう堤防強化を実施します。

■河道掘削の横断イメージ

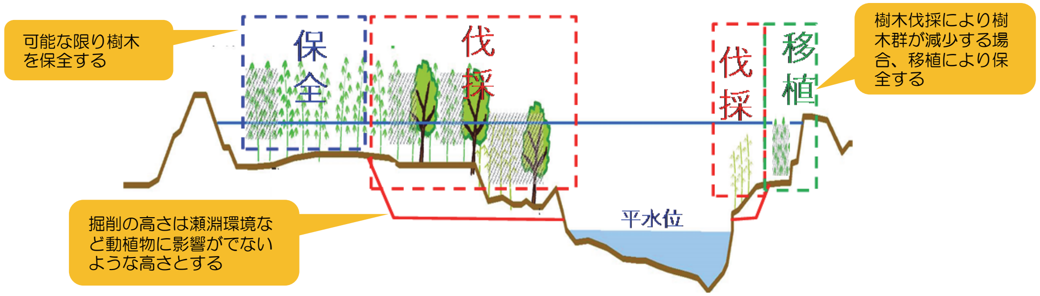

3 中流域（県管理区間）では、新規整備箇所を追加し、堤防の整備、河道掘削等により流下能力を増大させます！

平成30年7月豪雨による洪水では、現行整備計画の整備予定箇所以外でも浸水被害が発生したことから、菅田地区の整備区間の変更及び大川～鹿野川地区、野村地区の新規整備区間追加により、必要な範囲の築堤、引堤および河道掘削等を実施します。

■築堤の実施

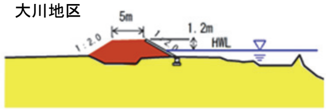

■引堤および河道掘削

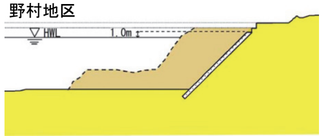

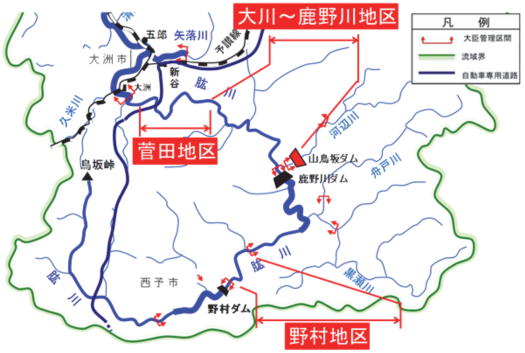

4 ダムの再生に向けて調査・検討を行い必要な対策を実施します！

平成30年7月豪雨では、野村ダム上流域で約600mmを超える降雨を観測し、管理開始後最大の流入量を記録しました。

既設野村ダムの有効活用に向けて、関係機関と協議しながら、容量の一部を活用することや新たに放流施設を設置することなどについて、調査、検討を行い必要な対策を実施します。

※放流設備を新設する方法には、ゲート改造案、トンネル案、ゲート増設案などがあり、今後、調査・検討をします。

■野村ダム再生のイメージ

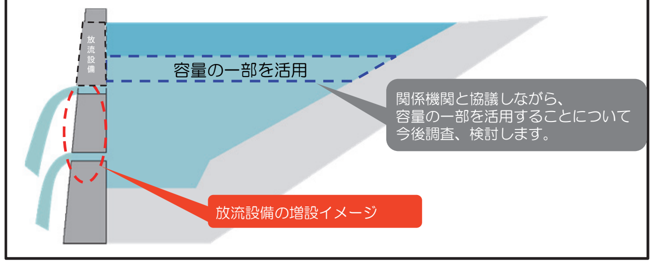

5 気候変動により激甚化・頻発化する洪水に対応します！

近年、気候変動により全国各地で施設の能力を上回る洪水が発生しており、今後もその頻度が高まることが予想されます。そのため水害を「我がこと」としてとらえ、「施設能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革する必要があります。

そのため、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」での取組方針を踏まえて、関係機関等と情報共有や連携を図り、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、水防災意識社会の再構築等により、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指します。